

水田活用の直接支払交付金に関する重要なお知らせ

水田を活用し、畑作物(飼料作物・麦・大豆・そば・野菜)を生産している方、これから生産を行う予定の方へ重要なポイントを②つお知らせします。

① 5年水張りルール

令和8年度までに一度も水張りが行われていない水田は、令和9年度以降、交付金の交付対象から永久的に除外となります。

現在、水田活用の直接支払交付金を申請している方および今後申請を予定している方のうち、令和9年度以降も水田活用の直接支払交付金の申請を希望される方は、下記のとおり対応をお願いします。

【水張りの方法】

下記①～②のうちいずれかの対応が必要です。

① 水稻を作付けする

※水稻を作付けする年度は、営農計画書の作物名を必ず「水稻」に修正し提出してください。

② 湛水管理を1か月以上行うことに加え、連作障害による収量低下が発生していないこと

※湛水管理を行う場合は、事前に白河市農業再生協議会(事務局:白河市役所農政課)へ届け出が必要となりますので、必ず事前の連絡をお願いします。

※届け出なく水張りを行った場合や雨水・雪解け水での湛水は、水張りを行ったと認められません。

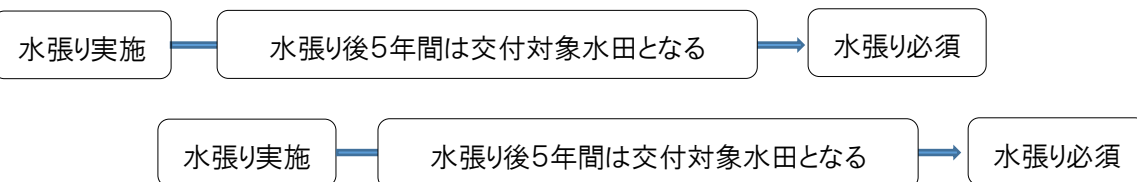
【水張り実施例】

1回目は必ず令和8年度までに湛水管理を行ってください。

以後も同じように、5年間に1度の湛水管理を行う必要があります。

※一度交付対象から除外された水田は、交付対象水田には戻せません。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
-----	-----	-----	-----	-----	------	------



令和8年度までに水稻作付や湛水管理を行うことが困難な場合は、②畑地化促進事業(裏面に記載)の申請をご検討ください。

水田活用の直接支払交付金に関する重要なお知らせ

② 畑地化促進事業

水田を活用し、畑作物(飼料作物・麦・大豆・そば・野菜)を生産し、販売する方を対象に、水田の畑地化に向けた取り組みを支援します。

▷交付単価(令和6年度)

- ・畑地化促進支援 14万円/10a(1年間)
- ・定着促進支援 (2万円/10a)×5年間

※畑地化促進支援と定着促進支援はセットで申請することになります。

※交付単価は、申請年度により変動する可能性があります。

▷主な申請要件

- ・申請するほ場は、隣接した農地である程度の団地化がされていること
- ・申請から5年間は、継続して高収益作物または畑作物を生産し、出荷・販売すること

※その他の申請要件や申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

【ご注意ください】

畑地化促進事業に申請する水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。

交付対象水田から除外された水田は、永久的に水田活用交付金が交付されません。

また、一度交付対象から除外された水田は、交付対象水田には戻せません。

※5年水張りルールの対応が可能な水田で畑作物を生産されている、もしくは生産する予定の方のうち、令和9年度以降も水田活用交付金の申請を希望する場合は、5年水張りルールの対応をご検討ください。